

明海大学歯学部動物実験実施規程

(目的)

第1条 この規程は、明海大学歯学部実験動物センター管理運営規程第12条の規定に基づき、動物実験等を適正に行うために必要な事項を定める。

(趣旨および基本原則)

第2条 人ならびに動物の健康・福祉・医療に関わる生命科学の研究手段として、動物実験は必須のものである。しかし、同時に動物の生命を尊重するという動物福祉の観点からの配慮も不可欠である。この規程は、「動物の愛護および管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）」、「実験動物の飼養および保管ならびに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月28日環境省告示第88号）」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日文科科学省告示第71号）」および「動物の処分方法に関する指針（平成7年7月4日総理府告示第40号）」（以下「法令等」という。）の基本理念の下で、明海大学歯学部におけるすべての動物実験が科学的観点、動物愛護の観点および環境保全の観点ならびに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定めるものである。

2 動物実験等は、法令等およびこの規程の定めるところにより実施するものとする。

3 動物実験等の実施に当たっては、法令等に則し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）および苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R (Replacement, Reduction, Refinement) に基づき適正に実施しなければならない。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験とは、本条第2号に規定する実験動物を教育・研究その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物とは、動物実験のため、本学の施設で飼養または保管している哺乳類、鳥類および爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (3) 動物実験計画とは、動物実験の実施に関する計画をいう。
- (4) 動物実験実施者とは、動物実験計画を立案し、これを実施する者をいう。
- (5) 動物実験責任者とは、動物実験実施者のうち動物実験計画の遂行に関して責任を有する者をいう。
- (6) 飼養担当者とは、動物実験実施者または動物実験責任者の下で実験動物の飼養または保管に従事する者をいう。

(適用範囲)

第4条 この規程は、本規程第3条第2号に規定するすべての実験動物に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等を本学以外の機関に委託する場合、委託先においても基本指針または省庁の定める動物実験等に関する基本方針に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

(学長・歯学部長)

第5条 学長は、動物実験が適正に実施されるよう業務を統括する。

2 歯学部長は、学長の業務を補佐し、実務を執行する。

(動物実験倫理委員会の設置)

第6条 動物実験計画が法令等および本規程に適合しているかを審査し、実験の立案、実施等に関しての審議を行うために、明海大学歯学部動物実験倫理委員会（以下「動物実験倫理委員会」という。）を置く。

2 動物実験倫理委員会について必要な事項は別に定める。

(動物実験計画の申請、審査および報告)

第7条 動物実験を計画するときには、動物実験責任者が当該分野の教授、実験動物センター長および歯学部長の承認を経て、学長に動物実験計画承認書（様式1-1、1-2）を提出し、承認を得なければならない。

2 学長は、動物実験計画の審議を動物実験倫理委員会に付託し、その結果に基づき当該動物実験計画の承認または却下（様式5）を決定し、動物実験責任者に通知するものとする。

3 動物実験責任者は、学長が承認した動物実験計画承認書を添えて、実験動物飼養施設使用承認届（様式2）を実験動物センター長に提出しなければ実験を行うことができない。

4 動物実験責任者は、動物実験が終了または中止したときは動物実験終了・中止報告書（様式3）を当該分野の教授、実験動物センター長および歯学部長の承認を経て、学長に提出しなければならない。

5 動物実験責任者は、動物実験計画を継続または変更するときは、当該分野の教授、実験動物センター長および歯学部長の承認を経て、学長に動物実験計画継続・変更承認申請書（様式4-1、4-2）を提出し、承認を得なければならない。

6 新たに施設を設置する場合は、学長に施設設置申請書を提出し承認を得なければならない。

(動物の検収および検疫)

第8条 動物実験実施者および動物実験責任者は、実験動物の導入にあたり関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならず、動物の発注条件、異常、死亡の有無等を確認し、動物の状態、輸送方法、輸送時間等を記録し、必要に応じて適切な実験動物の検疫を実施しなければならない。

(実験動物の飼養および管理)

第9条 動物実験実施者、動物実験責任者および飼養担当者は、適切な施設（温度・湿度・換気・明るさ等を保つことができる構造で、動物種や飼養匹数に応じた飼養設備を有し、清掃・消毒等が容易な構造で衛生設備を有することおよび実験動物が逸走できない構造で臭気・騒音・廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。）、設備の維持管理に努め、実験終了時にいたるすべての期間にわたって、動物の状態を子細に観察し、適切な給餌、給水等の飼養管理を行わなければならない。

(実験実施上の配慮)

第10条 動物実験実施者および動物実験責任者は、実験実施にあたっては、動物福祉の立場から、適切な麻酔薬、鎮痛薬等の手段を用いて、動物の不安や苦痛を、極力軽減するように適切に行わなければならない。このため必要な場合は、実験動物センター長、実験動物の専門家または動物実験倫理委員会の判断を求めるものとする。

2 苦痛度の高い動物実験等、例えば致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から開放するための実験を打切るタイミング）の設定を検討しなければならない。

(実験終了後の処置)

第11条 動物実験実施者および動物実験責任者は、実験終了後、動物を速やかに苦痛から解放するように努めなければならない。また、その処理は適切かつ速やかに行き、人および他の動物の健康や環境を損なわないように留意しなくてはならない。

- 2 動物実験実施者および動物実験責任者は、実験を終了した動物の処置について、法令等に定められているところにより行わなければならない。

(安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験)

第12条 動物実験実施者および動物実験責任者は、物理的、化学的な材料若しくは病原体を取り扱う動物実験または人の安全若しくは健康若しくは周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験を実施する場合は、関係法令に従い他の動物実験実施者および飼養担当者の安全の確保および健康保持について、特段の注意を払わなければならない。

- 2 動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物センター長および飼養担当者は実験動物が、実験目的以外の障害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。
- 3 動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物センター長および飼養担当者は、遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験を実施するときには、実験動物の逸走防止に特に注意を払わなければならない。
- 4 動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物センター長および飼養担当者は、異種または複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組合せを考慮した収容を行わなければならない。

(危害防止)

第13条 実験動物センター長は、逸走した実験動物の捕獲の方法等を定めなければならない。

- 2 実験動物センター長は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が実験動物センター外に逸走した場合は速やかに関係機関に連絡しなければならない。
- 3 実験動物センター長は、動物実験実施者および飼養担当者が実験動物由来の感染症および実験動物による咬傷等に対して、予防および発生時の必要な措置を講じなければならない。
- 4 実験動物センター長は、有害動物の飼養または保管をする場合は、人への危害の発生防止のため、法令等に基づき必要な事項を定めなければならない。
- 5 実験動物センター長は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物に接触しないよう必要な措置を講じなければならない。

(記録の保存および報告)

第14条 実験動物センター長は、実験動物の入手先、飼養履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

- 2 実験動物センター長は、年度ごとに飼養、保管した実験動物の種類と数等について、歯学部長および学長に報告しなければならない。

(緊急時の対応)

第15条 動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物センター長および飼養担当者は、地震、火災その他の災害のため実験動物が逃亡し、危害を加えたり又はそのおそれのある場合においては、直ちに応急の措置を講ずるとともに、その旨を速やかに歯学部長および学長に報告しなければならない。

(教育訓練)

第16条 動物実験実施者、動物実験責任者および飼養担当者は、次の必要な教育訓練を受けなければならない。

なお、教育訓練は、学長が歯学部長の意見を聴き指名した者があたる。

- (1) 法令等、指針および本学の定める規程の理解および遵守
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項の理解および遵守
- (3) 実験動物の飼養、保管に関する理解および遵守
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項の理解および遵守
- (5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項の理解および遵守

2 実験動物センター長は、教育訓練の実施日、教育内容および受講者名の記録を保存しなければならない。

(規程の改正)

第17条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴き決定する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、動物実験の適正な実施に関し必要と認める事項については、学長が歯学部長の意見を聴き決定する。

附 則

この規程は、平成19年11月20日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 改正前に指名されている教育訓練にあたる者については、改正後の第16条の規定により指名されたものとみなす。